

文部科学省提出資料

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【文部科学省】

番号【 1 】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動
被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

【取組の概要】

文部科学省において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の整備を支援することなどにより、児童ポルノ等の被害に遭った児童生徒が相談しやすい体制を整備し、早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害などによって緊急的に心のケアが必要になった児童生徒への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣により支援を行う。

【取組の詳細】

・平成 26 年度においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を公立小中学校に配置するための経費を措置し、引き続き平成 27 年度においてもスクールカウンセラー等配置のための経費を計上。

（平成 26 年度配置校数：22,013 校、平成 27 年度配置校数：22,373 校（計画値））

・平成 26 年度においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に配置するための経費を措置し、引き続き平成 27 年度においてもスクールソーシャルワーカー配置のための経費を計上。

（平成 26 年度配置人数：1,186 名、平成 27 年度配置人数：2,247 名（計画値））

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成27年度予算額4,024百万円(平成26年度予算額4,113百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

助言・援助

教職員

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等
いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣
心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒
家庭

友人

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度予算額647百万円(平成26年度予算額394百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

連携・調整

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等
いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等
児童虐待
就学援助
生活保護 など

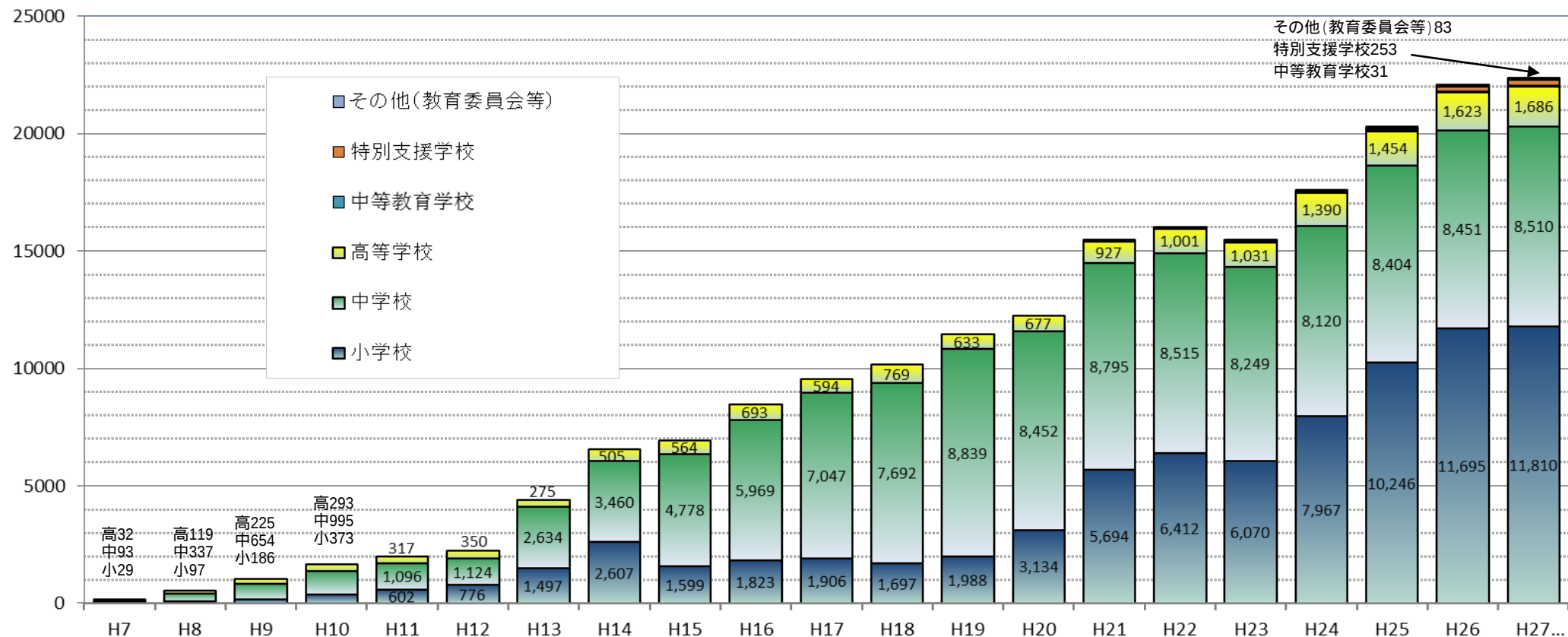
児童生徒
家庭

友人

地域

スクールカウンセラーの配置状況

(箇所)



H 1 2 まで調査研究事業（委託事業）、H 1 3 から補助事業。

H 2 1 から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）

必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

H 2 3 ～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。

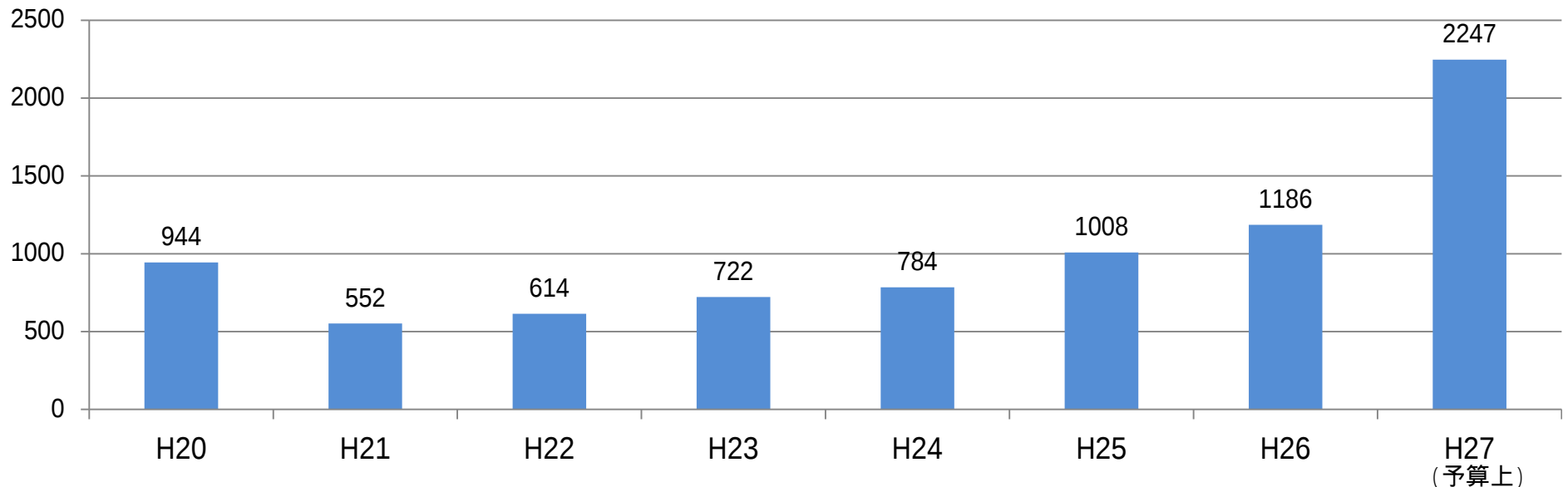
H 2 7 は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27(計画)	
合計	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	22,373	

スクールソーシャルワーカーの配置状況

区分\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	1,538百万円	14,261百万円 の内数	13,092百万円 の内数	9,450百万円 の内数	8,516百万円 の内数	355百万円	394百万円	647百万円
予算上の 積算人数	141地域	1,040人	1,056人	1,096人	1,113人	1,355人	1,466人	2,247人 プラス貧困対策 重点加配600人
SSW実人数	944人	552人	614人	722人	784人	1,008人	1,186人	

- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)―国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21度～22年度)―都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【文部科学省】

番号【 2 】

【該当する骨子】

被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

教職員等を対象としたシンポジウムの開催

【取組の詳細】

子供の心の健康問題に対する教職員の役割について周知・情報共有を図る目的で、管理職、養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー等を対象としたシンポジウムを年1回（参加人数 26年度：372名、27年度：291名）開催した。

当シンポジウムは、教職員に対して、日常や危機発生時における健康観察や学校における心のケアに関する組織的な体制の必要性についての理解と指導力向上のために行ってきた。

学校における子供の心のケア関係事業について

- 事業名

児童生徒の現代的健康課題への対応事業

56,527千円の内数
(心のケアシンポジウム)(1,951千円)

- 事業内容

「心のケアシンポジウムの開催」

教職員等に対して、子供の心の健康問題に対する教職員の役割について周知・情報共有を図る目的で、シンポジウムを実施。

開催場所：平成24年度：宮城県、東京都

平成25年度：東京都

平成26年度：東京都

平成27年度：東京都

対象者：指導主事、教職員、スクールカウンセラー、
学校医

参加者数：約300人

子供の心のケアシンポジウム実施要項

1 趣 旨

近年、東日本大震災をはじめとする自然災害や子供が巻き込まれる事件・事故等の発生に伴う子供の心のケアや、いじめ・不登校・人間関係の悩みなど、メンタルヘルスに関する問題が多様化している中、これらの問題への適切な対応が求められている。そのため、日頃から子供の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応を行うことが必要である。

今回は、心の健康問題に対応する教職員の役割についてシンポジウムを開催し、子供の心のケアの充実に資する。

2 主 題

学校における子供の心のケア

- 心の健康問題に対応する教職員の役割 -

3 主 催

文部科学省

4 日 時

平成26年11月28日(金) 13:00～17:00

5 会 場

国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟大ホール
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

6 対 象(定員500名)

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の校(園)長、副校長、教頭、養護教諭、保健主事、学級担任、安全担当、学校医等、スクールカウンセラー及びその他関係教職員
- (2) 都道府県及び市区町村教育委員会の指導主事等
- (3) 上記ほか、子供の心のケアに興味・関心のある方

7 参加申し込み方法

各国立大学法人、各都道府県知事部局、各都道府県教育委員会又は各指定都市教育委員会ごとに参加者を取りまとめの上、参加申込書【別紙】を提出願います。

- (1) 申込み期限 平成26年11月7日(金)
- (2) 申込み方法 別紙参加申込書による(FAX・メール可)
- (3) 申込み先 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健管理係
電 話：０３－６７３４－２９７６（ダイヤルイン）
FAX：０３－６７３４－３７９４
E-mail：gakkoken@mext.go.jp

- (注) 会場の都合により、定員に達した場合は締め切らせていただきます。
宿泊、昼食等の手続きは行っておりませんので、各自で手配願います。
車での来場は御遠慮願います。

８ 内 容

(１) 受 付【12:30～13:00】

(２) 開会行事【13:00～13:10】

(３) 基調講演【13:10～14:40】

「学校における子供の心のケア」

- 子供の心の発達に即した理解と対応のあり方 -

医療法人財団青溪会 駒木野病院児童精神科

医療部長（児童精神科医） 笠原 麻里

(４) 休 憩【14:40～14:50】

(５) シンポジウム【14:50～16:50】

「学校における子供の心のケア」 - 心の健康問題に対応する教職員の役割 -

【コーディネーター】

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

健康教育企画室 健康教育調査官

岩崎 信子

【シンポジスト】

茨城県坂東市立南中学校 校長

古矢 勲

熊本県美里町立砥用中学校 教諭

長谷川 寛

新潟県立新井高等学校 養護教諭

志賀 淳子

千葉市スーパーバイザー 臨床心理士

寶川 由美子

(６) 閉 会【17:00】

子供の心のケア研究協議会実施要項

1 趣 旨

近年、東日本大震災をはじめとする自然災害や子供が巻き込まれる事件・事故等の発生に伴う子供の心のケアや、いじめ・不登校・人間関係の悩みなど、メンタルヘルスに関する問題が多様化している中、これらの問題への適切な対応が求められている。

文部科学省では、教職員や保護者等が学校における子供の健康観察の重要性等について理解を深める機会となるよう、平成19年度からシンポジウムを開催し、子供の心のケアの充実に努めてきた。10回目を迎える今回は、子供の発達段階、地域の特性や学校の実情に応じた心のケアについて、より具体的な学校の取組を協議するため、ワークショップを中心とした参加型の研究協議会を開催し、子供の心のケアの充実に資する。

2 主 題 学校における子供の心のケア

ー子供の発達段階、地域の特性や学校の実情に応じた心のケアー

3 主 催 文部科学省

4 日 時 平成27年12月14日（月） 13:00～17:00

5 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟レセプションホール 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

6 対 象（定員300名）

- （1）幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の校（園）長、副校長、教頭、養護教諭、保健主事、学級担任、安全担当、学校医等、スクールカウンセラー及びその他関係教職員
- （2）都道府県及び市区町村教育委員会の指導主事等
- （3）上記ほか、子供の心のケアに興味・関心のある方

7 参加申し込み方法 ワークショップ小・中・高の希望（第2希望まで記載）

各国立大学法人、各都道府県知事部局、各都道府県教育委員会又は各指定都市教育委員会ごとに参加者を取りまとめた上、参加申込書【別紙】を提出願います。

- （1）**申込み期限 平成27年11月6日（金）**
- （2）申込み方法 別紙参加申込書による（FAX・メール可）

(3) 申込み先 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健管理係

電 話：03-6734-2976 (ダイヤルイン)

FAX：03-6734-3794

E-mail：gakkoken@mext.go.jp

(注) **会場の都合により、定員に達した場合は締め切らせていただきます。**

宿泊、昼食等の手続きは行っておりませんので、各自で手配願います。

車での来場は御遠慮願います。

8 内 容

(1) 受 付【12:30～13:00】

(2) 開会行事【13:00～13:10】

(3) 基調講演【13:10～14:40】全体会

○「子供たちの命をいかに守るか」

飯野 眞幸 高崎市教育委員会 教育長

○「実効性あるチーム支援とSSWの活用」

横井 葉子 上智大学総合人間科学部 助教

○「校内体制づくりと機関連携のあり方 ～虐待事案を通して～」

伊部 加代 滋賀県長浜市立北郷里小学校 教頭

(4) 休 憩【14:40～15:00】(会場移動を含)

(5) ワークショップ【15:00～16:40】

「子供の発達段階、地域の特性や学校の実情に応じた心のケア」

*基調講演の内容を受けて、ワークショップを実施する。

・小学校部会

ファシリテーター 伊部加代 滋賀県長浜市立北郷里小学校 教頭

・中学校部会

ファシリテーター 横井葉子 上智大学総合人間科学部 助教

・高等学校部会

ファシリテーター 飯野眞幸 高崎市教育委員会 教育長

(6) 閉 会【16:40】会場ごとに終了

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【文部科学省】

番号【 3 】

【該当する骨子】

被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ生徒指導に関する学校・教員向けの基本書の作成・周知。

【取組の詳細】

- ・生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として、児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ「生徒指導提要」を作成し、学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発に活用（平成 22 年 9 月に、各教育委員会（各 10 部）及び学校（各 2 部）へ配布し、その後もＨＰ掲載等により周知。）
- ・都道府県等生徒指導担当者連絡会議において、児童虐待防止について資料を用いて啓発を推進。（平成 26 年 9 月、平成 27 年 1、4 月）